

第 126 回 広島 2 人デモ

2015 年 3 月 13 日（金曜日）18:00 ～ 19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

大飯・高浜原発 運転差止命令仮処分申立事件

原発の息の根を止める 歴史的宣言が、厳かに、 今、日本から、出され ようとしている…

黙っていたら
“YES” と同じです

広島 2 人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の 2 人が 2012 年 6 月 23 日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもありません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL 表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自分で第一次資料に当たって考える材料にしたいだけは幸いです。

市民運動の一打必殺パンチに、今や KO 寸前の関西電力

本日のトピック

- 高浜原発運転差止め仮処分命令は、3 月中に…
- とことん追い詰められる関西電力
- 「規制の虜」（国会事故調報告）の一端を説明する第 6 準備書面
- 福島第一原発の地震に対する脆さ
- 大飯・高浜原発基準地震動 - ほとんど詐欺師に近い関電の振る舞い
- 関西電力はクリフエッジを引き上げるのか
- 免震重要棟がなぜ死活問題なのか
- “免震重要棟なしに再稼働がみとめられるべきでない”

高浜原発運転差止め仮処分命令は、3 月中に…

関西電力高浜原発運転差止め仮処分命令が 2015 年 3 月中に福井地裁から出される公算が強くなりました。

福井地裁判決は最終的に最高裁で確定するまで、高浜電発は止まりませんが、今回「運転差止め仮処分命令」が出されれば、**関西電力は直ちにこの命令に服さなくてはなりません。**昨年 5 月に関電高浜原発の運転差止めを命じ、現在名古屋地裁金沢支部で係争中の「福井地裁判決」が、関電にとってじわじわと長時間かけて効いてくる「ボディブロー」だとすれば、今回の「仮処分命令」は一打必殺パンチに相当します。規制委の適合性審査合格が出ようが、再稼働に向けて「地元同意」がえられようが、関電は高浜電発を動かせなくなります。

ここまでの経緯をざっとおさらいしておきましょう。

「大飯・高浜原発の運転は、憲法が保障する人格権侵害（ただし 250km 圏住民に対して）に当たる、よって運転差止めを命ず」とする福井地裁判決が出たのが 2014 年 5 月。関電は直ちに控訴し、現在名古屋高裁金沢支部で係争中です。一方同様の趣旨をもつ大津地裁判決が、「再稼働は差し迫った危険ではない」として運転差止申し立てを却下したのが 2014 年 11 月。この動きに危機感をもった福井を中心とする住民が、今度は福井地裁に「仮処分命令」を申し立てたのが 12 月。仮処分命令ですから決定は急がなくてはなりません。福井地裁で第 1 回審尋（通常裁判でいうと公判に相当します。仮処分命令申立事件は民事裁判ですから審尋になります）が行

われたのが空けて 15 年 1 月 28 日。ここで審理終了、という期待もかかっていたのですが、持ち越して第 2 回審尋が行われたのが 2015 年 3 月 11 日。福島原発事故からきっかり 4 年目当日でした。（詳しくは第 123 回広島 2 人デモチラシ＜2015 年 2 月 27 日＞をご参照ください）

表 1 第 2 回審尋後の申立人による報告記者会見 動画テキスト起こし抜粋

河合弁護士：審尋の結論の方から申し上げます。高浜原発については決定を出すということで、期日は確定しないけれども決定を出す日に至ったら、その 5 日前に双方に連絡を出すということでございます。

大飯原発については 5 月 20 日午後 3 時からの期日を正式に指定する。それについては大飯原発についてのみの審理となる。そのように分けた理由は、高浜原発については（原子炉設置）変更許可が下りたことが理由である、と理由をはっきりいいました。そのことによって保全の必要性が高まったということをはっきりと言いました。

裁判所がそのような決定をした告知した最後に、関西電力は 3 裁判官を忌避をしました。忌避の申立をしました。裁判長は顔色一つ変えることなく、それならば理由はきちんと出してくださいね、と言って法廷を終わりました。

一つは大きなニュースとしては、高浜については原子炉設置許可が下りた高浜については、今のあの裁判所において責任を持って決定を出すということを言明したということが重要です。

もう一つは、原発裁判史上初めてだと思うんですけども、電力側から裁判官の忌避が出た。これは彼らがいかに追い詰められているかということなによりもはっきりしていると思います。

そして裁判官は 5 月 20 日についていうと、こういうことを考えていてくれと。基準地震動で 700 ガルとか 1200 ガルがきたら、社会的にはそういうのはもう諦めるんだというような、例えば高層ビルなんかだったら、それはそれでもう諦めるんだというようなことなのか、そうでないのか、基準地震動やクリフエッジが社会的にはどういうふうにかえられているのか知りたいね、みたいなことを言いました。5 月 20 日という、私たちの感覚でいうとその時には樋口さんが（福井地裁に）いらっやない時ではないんじゃないかなと思うんですが、いらっやないかもしれない時のことについても研究をしたということについては、非常に…どういふふうか理解をしたらいいのか、色々うんちくがあるのではないかなという気もいたしますが、それは私どもの推測でございます。

とにかく重要な事は、今の 2 つです。高浜について必ず今の法規内で裁判の決定を出しますよ、とにかく決定を出すということをはっきりと言っています。

【動画参照】<http://twitcasting.tv/deaeteyokattana/movie/149828644>

とことん追い詰められる関西電力

審尋は非公開です。どんな話だったのか当事者から聞いてみなければわかりません。1 頁表 1 は、審尋直後の記者会見で当日の様子を報告する動画ビデオ・テキスト起こしの抜粋です。「河合弁護士」とあるのは、今回申立て代理人の河合弘之氏、さしずめ「弁護団長」といったところです。

河合氏によれば、3 月 11 日の第 2 回審尋では決定は出なかったとのこと。 (**関西電力が書類の提出期日を守らずに、第 2 回目審尋の 2 日前に提出したことが大きく影響していると私は想像します。いつてみれば、姑息な決定引き延ばし作戦です**) 河合氏は次のように述べています。

「審尋の結論から申します。高浜原発の決定は、期日は確定しないものの、決定 5 日前に連絡します、とのことでした」

このことの意味は、①高浜原発については事実上審理終了、②決定は 3 月中の可能性が大きい、決定日の 5 日前に双方に連絡します、ということです。仮に 3 月中とすれば最終週の木曜日が金曜日、すなわち 3 月 26 日か 27 日の可能性が高い、ということになります。 (**推測に推測を重ねすぎかもしれませんが・・・**)

一方大飯原発は、

「大飯原発については、(2015 年) 5 月 20 日午後 3 時からの期日を正式に指定する、それについては大飯原発のみの審理、となる」(1 頁表 1 参照)

このことの意味は、①大飯原発については 5 月 20 日が次回審尋日となる、②高浜原発は審理終了したので、大飯原発のみの審理になる、ということです。私の興味は、**5 月 20 日が最終審尋日となると同時に、決定日になるかもしれない**、という点です。というのは、5 月 20 日、という日付けに意味を感じるからです。**福井地裁判決が下されたのは、2014 年 5 月 21 日**だったのです。つまり 5 月 20 日は福井地裁判決からちょうど 1 年間経過したその当日なのです。

一方で大飯原発・高浜原発の審理・決定を分離したのは、なぜ？という疑問が湧きます。**「高浜原発については、(原子力規制委員会から) 原子炉設置変更許可がすでに下りているから、保全の必要性が高まった、とはっきりいいました。」(河合氏)**

ここで思い出して欲しいのは、2014 年 11 月に出た大津地裁判決です。大津地裁判決の趣旨は、「大飯・高浜原発運転は、250km 圏住民の人格権を侵害する」というものでした。それではなぜ「運転差止仮処分命令」を求めた滋賀県住民の申立てを却下したのか？「仮処分命令」は、権利侵害の恐れがあり、それも緊急に、差し迫ってその権利侵害が行われる恐れがある時に、いわば緊急避難的に出される権利保全命令です。この時、大津地裁裁判長は、「再稼働はすぐには行われない。福島原発を経験した日本の行政組織が、そんな拙速なことをするはずがない」と判定し、つまり申立人の権利 (**人格権**) を緊急避難的に保全する必要はない、として申立て却下の決定を行ったのです。

ところが、今は全然事情が違います。高浜原発については、規制委審査合格の 3 要件の一つであり、また根幹要件である「原子炉設置変更許可」が規制委から 2015 年 2 月 12 日に正式に下りてしまっているのです。つまり、申立人の人格権侵害の恐れは大きくなっており、「保全の必要性が高まった」というのが裁判長の認識です。

このことは、来たるべき「高浜原発運転差止仮処分命令」決定日にどんな決定がでるのか、明白に示しています。「運転差止命令」です。

忌避申し立て一追い詰められた関電

ここで河合氏はきわめて興味深い報告をしています。**「裁判所がそのような決定をした最後に、関西電力は 3 裁判官 (裁判長を含む) の忌避申し立てをしました。裁判長 (樋口秀明氏) は顔色一つ変えずに、それならば理由書をキチンと出してくださいね、とって法廷を終わりました」**

顔色を変えたのはこの動画を見ていた私の方です。「なるほど、そういう手があったか」と。同時に頭の中が一瞬大混乱を起こしました。というのはこれまでの原発裁判で、「裁判長忌避申し立て」をしてきたのは、反原発派の方だったからです。決着が見えてきたときに、敗色濃厚な側がいつも使う常套手段なのです。例えば悪いですが、「いたちの最後っ屁」みたいなものです。それを関電側が「かました」ので、私の頭が一瞬大混乱を起こしたのです。**「原発裁判史上初めてだと思うんですけど、電力側から裁判長の忌避がでた。これは彼らがいかに追い詰められているかを示していると思うんです」(河合氏)** という説明を聞いて、「なるほど、その通りだ」と思いました。これは関電が自ら敗色を認めたことに他なりません。

この記者会見動画では、他にも触れなければならないことがあります。紙幅がありません。一つだけ。樋口英明裁判長は、5 月 20 日の審尋の時には、福井地裁にいないことは確定的です。福井地裁勤務は 3 月いっぱいなのです。それでは 5 月 20 日には誰が裁判長を務めるのか。それが誰にしろ、樋口裁判長は 5 月 20 日の中身について、動画を見る限りかなりコミットした内容に触れています。ということは、福井地裁判決の精神は、一人樋口裁判長が突出しているのではなく、広く地裁レベルの裁判官に共有された精神なのではないか、ということです。もしそうなら、日本の司法も捨てたものではありません。いや、頼もしい限りです。

表 2 第一回審尋時に裁判所から関電・申立人の双方に出された質問 (求釈明)

- (1) 基準地震動を 370 ガルから 550 ガル (高浜原発の例、大飯原発も同様) に引き上げたときの耐震構造工事の内容について
- (2) 基準地震動を 550 ガルから 700 ガル (高浜原発の例、大飯原発も同様) に引き上げる際の耐震構造工事の内容及び予定並びに耐震構造工事の進捗状況について
- (3) 基準地震動を 550 ガルから 700 ガル (高浜原発の例、大飯原発も同様) に引き上げた場合、クリフエッジが動くのかどうかについて
- (4) 原子炉の計測装置の耐震クラスはどの程度かについて
- (5) 免震重要棟の機能と設置時期について

【資料参照】大飯・高浜原発仮処分福井支援の会
<http://adieunpp.com/karisasitome.html>

表 3 関西電力 大飯原発・高浜原発 概要

高浜原子力発電所				
所在地：福井県大飯郡高浜町田ノ浦 1				
	炉型	定格出力	運転開始	運転期間
1 号機	PWR	82.6 万 kW	1971 年 11 月 14 日	43 年 1 ヶ月
2 号機	PWR	82.6 万 kW	1975 年 11 月 14 日	39 年 1 ヶ月
3 号機	PWR	87.0 万 kW	1985 年 1 月 17 日	29 年 11 ヶ月
4 号機	PWR	87.0 万 kW	1985 年 6 月 5 日	29 年 6 ヶ月
大飯原子力発電所				
所在地：福井県大飯郡おおい町大島 1 字吉見 1-1				
	炉型	定格出力	運転開始	運転期間
1 号機	PWR	117.5 万 kW	1979 年 3 月 27 日	34 年 8 ヶ月
2 号機	PWR	117.5 万 kW	1979 年 12 月 5 日	34 年
3 号機	PWR	118 万 kW	1991 年 12 月 18 日	23 年
4 号機	PWR	118 万 kW	1993 年 2 月 9 日	21 年 9 ヶ月

* 運転期間は運転開始翌月起算で 2014 年 12 月までの期間

* PWR は加圧水型軽水炉

< 参照資料 > 関西電力 Web サイトなど

「規制の虜」(国会事故調報告)の一端を説明する第6準備書面

さてこの事件、今後の展開はどうなるのか？ 関電の側に立ってみれば、仮処分命令が出てしまえば「万事休す」。仮処分取り消しで上訴するでしょうが、上級審で取り消し処分ができるまで、少なくとも高浜原発は動かさません。仮処分命令取り消しには時間がかかるでしょう。またそれは容易なことではありません。

取り消すためには、事実上 2014 年 5 月の福井地裁判決(以降「**本判決**」と記述します)を論破しなければならぬからです。ですから現実には唯一取り得る手は、審理の引き延ばしです。その事情は表 4 に抜き出しておきましたので、ご一読ください。

さて、今回仮処分申立て事件の第 1 回審尋後、福井地裁から関電、申立て側双方に質問が出ました。(裁判用語で「**求釈明**」と言うそうです) 2 頁表 2 がその一覧表です。中身を見ると全て関電向けの質問で、申立て側に同じ質問をするのは、奇異に思えます。これは裁判長が、「関電はこう言っているが、申立て人はどう思うかね？」と関電の説明の裏とりをしようということだと思います。これら質問に答える形で、申立て側から 3 月 11 日の第 2 回審尋むけに作成されたのが「第 6 準備書面」です。

この第 6 準備書面が面白い。

福島第一原発事故は人災だった、この事故が発生した真の原因は、「**規制する側(当時は原子力安全委員会と原子力安全・保安院)が規制される側(電力会社)の虜になっていたことにある。(規制の虜)**」と指摘しました。**第 6 準備書面では、いかに電力会社が「虜」にしていったかを実例を挙げて説明している**からです。同時に、現在の規制当局(原子力規制委員会)が電力会社の虜になる可能性を示唆もしています。本当はこの第 6 準備書面をできるだけ多くのの人に読んで欲しいのですが、このチラシではその一端をご紹介しますことにします。

話は「**基準地震動**」です。2003 年 6 月、日本の原発の基準地震動の甘さに危惧を覚えた、当時の原子力規制の親玉である原子力安全委員会は、「原発に関する耐震設計審査指針」改訂を企図し、その案のメモを、直接規制の実務を担当する原子力安全・保安院と各電力会社にもせました。そのメモには「新指針に可能な限り準用した形で適用する(**フィット**)することが重要である」と書かれていました。これは当然でしょう。**基準地震動を変えるなら、それに対応して耐震補強工事をしなければ、審査指針を改訂する意味はありません**。電力業界(直接には電気事業連合会=電事連)は翌 6 月に早速文句をつけました。「準用という表現は、審査指針に対応して耐震補強をせよ、と読める。これは、現行原発の耐震性が不十分という主張につながりやすい。各原発建設あるいは運転差止め訴訟に与える影響が大きい。新指針に適合した形で耐震補強をする(**バックフィット**)のではなく、評価だけにとどめる(**バックチェック**)べきだ、評価実施についても猶予期間をもうけるべきだ」というものでした。(表 5 参照のこと) さっそくいちゃもんがついたわけです。その後、電事連と規制の実務機関である原子力安全・保安院の間でやりとりが行われましたが、その都度当初案は後退していき、結局 2006 年 9 月、原子力安全委員会が「原発原子炉に関する安全設計審査指針」(**新指針**)を出したときには、① 新指針は既存原発に適用するものではない(**バックフィットの必要なし**)、②新指針に基づく評価(**バックチェック**)は行うが、実施には 3 年間の猶予を与える、③バックチェックは各事業者の自主的取り組みとする、となっており、当初案は骨抜きにされたのです。それも、**自主的取り組みとする、としたため、これすら遵守されませんでした**。(以上「第 6 準備書面」2 頁～3 頁) **文字通り『規制の虜』だったわけです。**

表 4 審理の進行を遅らせることが目的の関電 2015 年 3 月 10 日申立人の 「進行に関する意見書(3)」抜粋

2 債務者意見書第 3 に対する反論

- (1) 債務者は、平成 27 年 3 月 9 日付け進行に関する意見書第 3 において、今後、①地震に関する意見書、②設備等に関する意見書、③地震に関する口頭説明、④新規制基準適合性審査の状況を踏まえた主張疎明を予定していると述べる。
- (2) しかし、債務者は、本件と主要な争点を同じくする大飯本訴請求事件の控訴審において、平成 27 年 2 月 2 日までに全ての主張と書証を提出し、人証の予定はないと述べているところ、同年 1 月 28 日に開催された本件の審尋期日において、上記控訴審において同年 2 月 2 日までに提出を予定していた主張と書証は、本件において同年 1 月 23 日付けで提出した主張と書面と「基本的に異なる」と述べている。

すなわち、裁判所から、大飯本訴請求事件の控訴審の主張立証とほぼ同じなのかと質問されて、債務者代理人は、「基本的に異なる」と述べ、本件の争点は、大飯本訴請求事件の控訴審における争点と共通であることを互いに確認しているのである。

そして、債務者は、同年 2 月 9 日に開催された大飯本訴請求事件の控訴審の口頭弁論期日においても、上記(1)記載のような主張立証を行う予定であるとは全く述べていない(添付資料 1)。

上記の経緯からすれば、債務者が今後予定していると述べる上記(1)記載の主張疎明は、本件の決定を遅らせるためのものであることは明らかである。

【資料参照】大飯・高浜原発仮処分福井支援の会「**進行に関する意見書(3)**」
<http://adieunpp.com/karisasitome/150311sinnkou.pdf>

表 5 申立人側資料「第 6 準備書面」1～2P 抜粋

第 1 基準地震動引上げに伴う耐震補強工事について

1 各電力会社が耐震バックチェックを行うこととなった経緯

- (1) 平成 18 年 9 月 19 日、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(以下「新指針」といい、それまでの「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を「旧指針」という。)が制定された。翌 9 月 20 日、原子力安全・保安院は、各電力会社に対し、稼働中及び建設中の発電用原子炉施設等についての新指針に照らした耐震安全性評価(耐震バックチェック)の実施と、そのための実施計画の作成を求めた。
- (2) 本来、耐震基準を厳しく改訂したのであれば、既存原発についても、新指針への適合を義務付けるべき(バックフィット)であるが、事業者の自主的取り組みである「バックチェック」に止められたのは、次の経緯による。事業者の要望を規制当局が受け入れていく過程がよく判る。

ア原子力安全委員会は、平成 16 年 5 月、耐震設計審査指針改訂に伴う方針等を作成したメモを作成し、原子力安全・保安院及び電気事業者に提示したが、その中には、「既設炉については(新指針を)可能な限り準用した形で適用することが重要である。」と記載されていた。これに対し、電事連は、平成 16 年 6 月 2 日、原子力安全委員会に対し、「耐震設計審査指針改定に係る見解ペーパー案に対する意見」を提示したが、その中で、「現行指針の妥当性について記載を追加するとともに、バックチェックについてはある程度の猶予期間をもって要請する旨の文書にいただきたい・・・『準用』は新指針に基づくバックフィットを求めていくことと同義に読める。この場合、現行プラントの耐震安全性が不十分との主張に発展しやすく、建設(運転)差止訴訟に与える影響が大きい。」と記載した。

【資料参照】大飯・高浜原発仮処分福井支援の会「**第 6 準備書面**」
<http://adieunpp.com/karisasitome/150227junnbi6.pdf>

福島第一原発の地震に対する脆さ

こうして 2011 年 3 月 11 日、福島第一原発事故を迎えることになったのです。

福島第一原発の建設が開始されたときの基準地震動（当時は旧指針ができる前で「機能保持検討用地震動」という名称でした。規制委員会でのやりとりを見ていると、更田豊志委員などはいまだに「検討用地震動」という言葉を使っています）は **265 ガル** でした。1981 年に旧指針が制定され、これに従ってバックチェックをして、**1994 年に 370 ガル** に引き上げられました。（ただし旧指針の基準地震動は、**S1=設計用限界地震動で損傷や塑性変形しないことが要求事項**、**S2=やはり設計用地震動で機能喪失しないことが要求事項**）

前述のように、2006 年 9 月に当時の原子力安全委員会によって骨抜き新指針が制定されるわけですが、東電はこれに基づいてバックチェックを行い、福島第一原発の原子炉は、2008 年 3 月に 5 号機について、**2009 年 6 月に 1-4 及び 6 号機の基準地震動を 600 ガル**、とする中間報告を提出しました。

（新指針の基準地震動は **Ss=施設に大きな影響を与える地震動**。Ss は重要施設に対する全機能保持が要求事項）

旧指針と新指針では、基準地震動の概念が違いますが、ともかくも 370 ガルから 600 ガルに引き上げられたわけです。しかし、基準地震動が 600 ガルと評価されたことと、実際に施設の基準地震動が 600 ガルであることとは同じではありません。実際に基準地震動を 600 ガルにするには、建屋・設備の耐震補強工事が必要だからです。**東電は中間報告を出した 2009 年を基点にして 10 年かけて福島第一原発の 600 ガル耐震補強工事を終了する計画を立てました。2019 年に終了するつもりだったのです。（表 5 参照のこと）**

2011 年 3 月 11 日、東日本大震災の地震（東北太平洋沖大地震）と津波が、福島第一を襲ったとき、東電は 4 号機の非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプ（DGSW ポンプ）、6 号機については、配管サポートの一部の、600 ガル対応耐震補強工事の真っ最中でした。その他の原子炉については、工事計画すら決まっていま

傷ついた福島第一は どの程度の地震にたえられるのか

事故前健全だった福島第一原発が対応している基準地震動は、以上見たように 600 ガルではなく、**実は全体としていえば、旧指針に基づく 370 ガルだった**のです。

地震に起因する建物や設備の損壊があったのかなかったのか、これは今でも議論の分かれるところです。東電は地震による損壊はなかったと主張していますが、もののわかった人でこの東電の主張を信じている人は、まずいないでしょう。

さらに 1 号機（3 月 12 日）、2 号機（3 月 15 日）、3 号機（3 月 13 日）にそれぞれ水素爆発を起こし、建物躯体そのものが痛んでいます。（図 1 参照のこと）基準地震動 370 ガルにも対応していないことは誰の目にも明らかでしょう。

さらに、1 号炉から 3 号炉内には、新燃料換算で 1496 体の燃料集合体がありました。1 体あたり約 200kg の核燃料だったとすると、重量で 299 トンの核燃料を抱えていました。うちのどの程度が、初期大量放出期に出てしまったのか、諸説あるものの、炉内にとどまっている核燃料が圧倒的に多いことは異論のないことです。現在炉内にとどまっている核燃料は、すべてメルトダ

表 5 申立人側資料「第 6 準備書面」3～4 P 抜粋

2 福島第一原発における耐震バックチェックの経緯

福島第一原発 1 号機の建設当初の基準地震動（当時は「機能保持検討用地震動」といった。）は、265 ガルであった。1981 年に旧指針が制定され、これにしたがったバックチェックを行った結果、平成 6 年に 370 ガルに引き上げられていた。東京電力は、平成 20 年 3 月 31 日に 5 号機について、平成 21 年 6 月 19 日に 1～4 号機、6 号機について耐震バックチェック中間報告書を提出したが、これにより基準地震動は 600 ガルとされた。しかし、平成 23 年 3 月 11 日現在、4 号機については DGSW ポンプについて、5 号機については一部の配管サポートについてそれぞれ耐震補強工事が実施中であったが、その他の原子炉については、工事計画すら定まっていなかった。そして、最終報告書の提出予定は平成 28 年 1 月とされ、新指針制定から 10 年を要するとされていた。このような状況下で、福島第一原発は、東北地方太平洋沖地震を迎えたのである。

【資料参照】大飯・高浜原発仮処分福井支援の会「第 6 準備書面」
<http://adieunpp.com/karisisatome/150227junnbi6.pdf>

図 1



2011 年 3 月 12 日、水素爆発を起こした直後の 1 号機原子炉建屋外観

2011 年 3 月 14 日、水素爆発を起こした直後の 3 号機原子炉建屋外観

ウンし、デブリ（溶融残骸物）となっていることはやっとな東電自身も認めました。

本来、完全密閉でなければならない格納容器、さらにはその内部の圧力容器も、痛んで穴があいています。つまり、デブリはむき出しの状態で、2 回目の大量放出の危険は、脆弱となった建屋そのものがかりうじて食い止めている状態です。つまり現在の福島第一原発は、日本はおろか、世界でもっとも原発酷事故を起こしやすい原発です。そのリスクの大きさは、事故前の比ではありません。

ど素人の私が気がつくくらいですから、専門家が気がつかないわけがありません。声高にいわないだけです。しかし、折りに触れ、ぼろっと漏らします。たとえば、2015 年 2 月 9 日に開催された規制委の『第 31 回特定原子力監視・評価検討会』で、担当規制委員の更田豊志氏は、**「（現在の福島第一原発が）圧力容器とか、格納容器とか、これは確かに懸念としてありまして、検討用地震動（基準地震動）に耐えるであるとか、それを（基準地震動を）超えるような外界事象に対して、建屋であるとか、タービン建屋が持つかどうかということに関しては懸念をしていて、これについてはしかるべき時期までに、必要なものに関しては耐震補強であるとか、といったものを（東電に）進めてもらおう」（第 125 回広島 2 人デモチラシ 3 頁評価検討会動画テキスト起こし参照のこと）**と述べています。

これが、『福島第 2 過酷事故』のリスクです。福島復興、東京オリンピックどころではないのです。福島復興、東京オリンピックというていられるのは、第 2 過酷事故は起こらない、という前提に立つからです。これはまたぞろ「安全神話」そのものです。

大飯・高浜原発基準地震動－ほとんど詐欺師に近い 関電の振る舞い

東電の対応よりもさらに悪質なのが、関電の振る舞いです。

第6準備書面によれば、旧指針の基準地震動 S2 は、高浜原発 370 ガル・大飯原発 450 ガルでした。新指針が出た後、関電はバックチェックを行い、2008 年 3 月、高浜は 550 ガル、大飯は 600 ガルとする中間報告を出しました。大幅に引き上げた、いや、引き上げざるをえなかったのです。原子力安・保院が、これらを妥当と評価したのが、2010 年 11 月、福島原発事故の 4 ヶ月足らず前でした。

前述のように、基準地震動を上げることと、その原発が上げた基準地震動に対応しているかどうかは、別の話です。新基準に適合させるには耐震補強工事を実施しなくてはならないからです。関電がそれぞれ新しい基準地震動に対応した耐震補強工事を実施したか、あるいはその計画があるのかはわかりませんでした。このことが明らかになるのは、滋賀の住民が、関電を相手取って「大飯・高浜原発の運転禁止の仮処分命令」を申立てた事件の時です。住民側が、**本当に新基準地震動に対応した耐震補強工事をしているのか、あるいはその計画があるのか釈明(説明)を求めたのです。**

これが裁判でなければ、関電は無視したでしょうが、裁判中の証拠開示ですから、これを拒否するわけにはいきません。そして 2012 年 10 月 19 日、関電は書面で次のように回答したのです。「中間報告の評価において、改訂された新指針に照らしても評価対象施設の耐震安全性が確保されることは確認されており、この評価結果により、耐震補強工事が必要となった施設は存在しない」(第6準備書面 4 頁) ということです。確かに基準地震動は上げたが、それに対応する耐震補強工事は必要ない、と主張しているのです。頭がチラクラするような話です。

どんなからくりがあるのか。6 頁表 9 を見てください。基準地震動とは別にクリフエッジという考え方があります。基準地震動を超えると原発が壊れるのかというところではありません。そこには安全係数をみてあります。(「耐震裕度」といいます)

たとえば、高浜原発の基準地震動は 550 ガルです。耐震裕度の最大値(最大裕度)は 1.77 倍ですから 973.5 ガルの地震動まで耐えられます。それを超えれば高浜原発は壊れますよ、乱暴にいうてしまえば、そういうことです。旧指針の基準地震動は 370 ガルでした。それに最大裕度の 1.77 倍をかければ、654.9 ガルになります。だから、関電は新指針による基準地震動 550 ガルの範囲内だ、だから耐震補強は必要ない、という理屈です。なんのことはない、この計算だと 1.77 倍の最大裕度が約 1.2 倍に縮まっただけです。裕度を吐き出しただけに過ぎません。

それ以前に、基準地震動について尋ねているのに、回答は事実上「クリフエッジ」についてのものでした。古代ギリシャのソフィスト以来、散々使い古された「論点すり替え」という典型的な詭弁の手口です。ここまでは我慢しましょう。許せないのは次の点です。

新指針で基準地震動を高浜 550 ガル、大飯 600 ガルに引き上げた時に、関電は地元大いに宣伝し、立地地元住民は「基準地震動は上がった。安全性が高まった」と安心しました。**ところが関電は、基準地震動評価はあげたけど、それに対応した耐震補強工事はしない、といわなかったのです。**地元住民こそいい面の

表 6 申立人側資料「第6準備書面」5～6P 抜粋

4 小括

福島原発事故の原因や各原子炉が過酷事故に至った経緯は、未だに解明されていない。東電は、津波が原因であると主張しているが、国会事故調の報告書を含め、地震の揺れによって福島第一原発に相当の損傷が生じたとする意見が強く主張されている。そうだとすれば、その原因として、新指針策定に際して、原子力安全・保安院や原子力安全委員会に働きかけて、耐震バックチェックの縛りを緩いものにし、その後、迅速にすべき耐震バックチェック及び耐震補強工事を怠った東電の姿勢を指摘しないわけにいかない。

耐震補強工事の予定すらないのに、基準地震動の数字だけを引き上げて耐震安全性が高まったかのような振りをしていたのが債務者である。その姿勢は、東電以上に甘いと言わざるを得ない。債務者は、新規基準に基づく設置変更許可申請において、本件高浜原発の基準地震動を 700 ガル、本件大飯原発の基準地震動を 856 ガルに引き上げた。これに伴い、債務者は、平成 27 年 2 月 2 日、本件高浜原発について工事計画認可申請の補正書を提出した。当該補正書は、現時点で公開されていないため、債権者らにおいてその詳細を述べることはできないが、債務者のプレスリリース(甲 217「高浜発電所 3、4 号機の工事計画認可申請の補正書について」)によれば、工事計画認可申請の対象設備は、津波対策及び竜巻対策を含めて約 420 設備にとどまる。上記のような債務者のこれまでの姿勢からすれば、前回の基準地震動の引上げ時と同様、今回も耐震補強工事が実施されず、安全余裕を吐き出すにすぎない設備が多数に及ぶと考えられ、また、工事計画認可申請の対象となっている設備についても、十分な耐震補強工事が実施されない可能性が高い。

図 2



【資料参照】大飯・高浜原発仮処分福井支援の会「第6準備書面」
<http://adieunpp.com/karisasitome/150227junnbi6.pdf>
【画像引用】日本語ウエキペディア「高浜原子力発電所」

皮です。第6準備書面は「これは、詐欺に等しいのではないだろうか」(同 5 頁)と控えめに書いていますが、等しいものにも、これは詐欺そのものです。しかも、**金を巻き上げる詐欺ならまだしも、地元住民の「安全と生活と健康」、すなわち「人格権」を巻き上げる詐欺ですから、いっそう悪質です。**(私も相当興奮しています)

表 6 は第6準備書面のこの項目に関する「小括」です。現在規制委と、基準地震動：高浜 700 ガル、大飯 856 ガルで合意していますが、それに対応する耐震補強工事はすべておこなわないのではないかと疑問を出しています。そして次のように述べます。

「前回の基準地震動の引き上げ時と同様、今回も耐震補強工事が実施されず、安全余裕を吐き出すに過ぎない設備が多数に及ぶと考えられ、また、工事計画認可申請の対象となっている設備についても、十分な耐震補強工事が実施されない可能性が高い」けれど、合理的推測というものでしょう。

現在工事計画認可の審査が進行中の川内原発の九州電力はどんな構えなのでしょう？

関西電力はクリフエッジを引き上げるのか

第 1 回審尋の後、福井地裁の樋口裁判長は、関電・申立て人双方にきわめて重要な質問をしました。(2 頁表 2 参照のこと)

そのうち、ここでご説明したいのは、質問の (3) です。すなわち、「基準地震動を 550 ガルから 700 ガル (高浜原発の例：大飯原発も同様) (大飯は 600 ガルから 856 ガル) に引き上げた場合、クリフエッジが動くのかどうか」

これは非常に重要な質問です。というのは、せっかく基準地震動を引き上げても、クリフエッジ、すなわちギリギリの限界点、を引き上げ、これに対応した耐震補強工事を行わなければ、安全性は増したことはありません。[基準地震動引き上げ]は絵に描いた餅に過ぎません。これに対する関電の回答書面 (3 月 11 日までに福井地裁に提出されているはず) を、このチラシ作成時点で私は読むことができません。(マスコミの報道を見ていると、関電は基準地震動を上げました、安全性は増しました、と盛んに宣伝しているようですが、肝心のクリフエッジをあげました、という宣伝には、まだお目にかかっていません)

仕方がないので、第 6 準備書面に頼ることにします。その前に、福井地裁本判決の時どんな議論が行われたかをおさらいしておきましょう。前述のように、新指針の出た後、関電は新指針に基づくバックチェック評価 (いわゆるストレステスト) を行い、表 9 にあるように、大飯は基準地震動 700 ガル、最大裕度 1.8 倍、クリフエッジ 1260 ガル、高浜はそれぞれ 500 ガル、1.77 倍、973.5 ガルでした。そして裁判の進行では、大飯の場合クリフエッジ 1260 ガル以上の地震動が襲えば、大飯に重大な事故が生ずることを関電自身も認めざるをえませんでした。(表 8 参照のこと) クリフエッジとはそれほど重大な指標なのです。

第 6 準備書面は次のようにいいます。

「(1) 本件原発の基準地震動の最大加速度は、本件ストレステスト後、本件大飯原発については 700 ガルから 856 ガルに、本件高浜原発については 550 ガルから 700 ガルに引き上げられたところ、これらの基準地震動の引上げ後にストレステストは行われていない。

(2) 債務者 (関西電力のこと) は、平成 27 年 2 月 2 日 (つまりつい先月)、本件高浜原発について工事計画認可申請の補正書を提出した。(今回の規制委審査では、申請時に「原子炉設置変更許可」、「工事計画認可」、「保安規定認可」の 3 つの申請を同時に行えることになっている。従って、その後の申請は補正書となるが、根幹である原子炉設置変更許可が下りてはじめて工事計画認可審査が開始されるので、補正書とあるが、実質的には初めての工事計画認可申請書類となる)

当該補正書は、現時点で公開されていないため、債権者 (仮処分命令申立人) らにおいてその詳細を述べることはできないが、債務者のプレスリリースによれば、本件高浜原発のクリフエッジであるメタクラ及びパワーセンタ (メタクラは金属で覆われ保護された配電盤開閉器のこと。パワーセンタは電源供給センターのこと。これが 1260 ガル以上の地震動で破壊され、電源供給ができなくなり、炉は重大な損傷を被るとされる。だからこれら機器・設備は「クリフエッジ」と見なされる) は、工事計画認可申請の対象設備に含まれていないから、上記基準地震動の引上げ後も本件高浜原発の地震に係るクリフエッジは変わらないと考えられ、また、本件大飯原発も同様であると考えられる」

つまり、基準地震動は上げたものの、肝心のクリフエッジは、上げることはないだろう、というのが申し立て側の推測です。もしこの推測が当たっているなら (私は当たっていると思います)、せっかくの基準地震動引き上げも、最大裕度の幅を短縮す

クリフエッジとは… 原発プラント状況が急変する地震、津波などの負荷のレベル。限界点。崖っぷち。

表 7 申立人側資料「第 6 準備書面」8P 抜粋

3 小括

債権者ら第 1 準備書面第 2・1 記載のとおり、1260 ガルを超える地震が本件大飯原発に、973.5 ガルを超える地震が本件高浜原発に到来する危険があるところ、1260 ガルを超える地震が本件大飯原発に、973.5 ガルを超える地震が本件高浜原発に到来した場合には、冷却機能が喪失し、炉心損傷を経てメルトダウンが発生する危険性が極めて高く、メルトダウンに至った後は圧力上昇による原子炉格納容器の破損、水素爆発あるいは最悪の場合には原子炉格納容器を破壊するほどの水蒸気爆発の危険が高まり、これらの場合には大量の放射性物質が施設外に拡散し、周辺住民が被ばくし、又は被ばくを避けるために長期間の避難を要することは確実である。

[資料参照] 大飯・高浜原発仮処分福井支援の会「第 6 準備書面」
<http://adieunpp.com/karisasitome/150227junnbi6.pdf>

表 8 福井地裁判決の地震動に関する判決

…大飯原発について、

- ①従来の基準地震動 S_s の 1.8 倍を超える地震が到来する危険があること、
- ②基準地震動 S_s を超える地震はもとより、基準地震動 S_s に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得ること、
- ③堅固な施設で囲われていない使用済み核燃料は危険であること…

[資料参照] 大飯・高浜原発を仮処分福井の会「仮処分申立書」28 頁

表 9 大飯原発・高浜原発のクリフエッジ

(関西電力ストレステストの結果に基づく)

	大飯原発	高浜原発
基準地震動	700 ガル	550 ガル
最大裕度	1.80 倍	1.77 倍
地震クリフエッジ	1260 ガル	973.5 ガル
津波クリフエッジ	高さ 11.4m	高さ 10.8m

*クリフエッジ：原発のプラントが急変する地震、津波などの負荷レベル。プラントの機能が維持できなくなる限界値

*なお福井地裁は、2015 年 1 月 28 日の第 1 回審尋で「基準地震動を 550 ガルから 700 ガル (高浜原発の例、大飯原発も同様) に引き上げた場合、クリフエッジが動くのかどうか」とする質問を双方に提出している。

*規制委審査会合で、関電が合意した基準地震動は大飯で 856 ガル、高浜で 700 ガルである。

[参照資料]「仮処分申立書」17 頁及び「第 1 準備書面」2 頁から 5 頁

るだけの結果となり、実質、絵に描いた餅、ということになります。表 7 は、第 6 準備書面のこの項の「小括」です。

中で、せっかく基準地震動を上げても、クリフエッジは上げないと推測されるから、「…1260 ガルを超える地震が本件大飯原発に、973.5 ガルを超える地震が本件高浜原発に到来した場合には、冷却機能が喪失し、炉心損傷を経てメルトダウンが発生する危険性が極めて高く、メルトダウンに至った後は圧力上昇による原子炉格納容器の破損、水素爆発あるいは最悪の場合には原子炉格納容器を破壊するほどの水蒸気爆発の危険が高まり」、従って放射能大惨事となる可能性が高い、としています。

免震重要棟がなぜ死活問題なのか

原発重要施設の中で免震重要棟があります。免震重要棟は、2013年7月、現在の原子力規制基準が施行されたときに、「再稼働時には絶対設備の重要施設」という認識をしていました。それがいつの間にか、代替え施設でもよろしい、ということになり、現実には高浜原発では、今回申請をしていない1号機・2号機制御室下の会議室を代替え指揮所として認める、ということで原子炉設置変更許可が下りてしまいました。**(ただし、2月12日に正式決定された審査書では、1・2号機を稼働させるつもりで申請するのなら、今回申請の3・4号機の代替え指揮所として1・2号機会議室を使用する許可は取り消し、改めて3・4号機の免震重要棟をどうするかを含め、原子炉設置変更許可をし直す、と明記されています。1・2号機を稼働させるなら、3・4号機の代替え指揮所がなくなってしまうからです)**

それから、私は「なんだ、重大事故時の指揮所を有する免震重要棟はその程度のものなのか」と軽視していました。

ところが、2頁表2にもあるように福井地裁の樋口裁判長は、わざわざ閣電に「**(重大事故時指揮所が置かれる)** 高浜原発の免震重要棟はどんな機能をもつのか、またいつ設置するつもりなのか」と尋ねています。免震重要棟の重要性を軽視していた私は、第6準備書面の該当箇所を読んで、それから調べてみて、指揮所を有する免震重要棟の整備が、原発にとって死活的に重要なのだとはじめて理解しました。

表10 申立人側資料「第6準備書面」5～6P 抜粋

4 本件原発には免震重要棟が設置されていないから再稼働は許されない

- (1) 本件高浜原発の緊急時対策所は、1, 2号機原子炉補助建屋内の1, 2号機中央制御室下会議室に対策本部を設置し、また、1, 2号機中央制御室下の部屋を、必要な要員を収容するための待機場所として使用するとしている(甲223「高浜3号炉及び4号炉緊急時対策所について」)。

本件大飯原発の緊急時対策所は、1, 2号機原子炉補助建屋内の1, 2号機中央制御室横会議室に対策本部を設置し、また、1, 2号機中央制御室下通路を、必要な要員を収容するための待機場所として使用するとしている。

- (2) しかし、債務者は、本件原発において、平成27年度上期運用開始を目指して免震事務棟という名称の緊急時対策所の設置工事を進めている。「大飯発電所3, 4号機における更なる安全性・信頼性向上のための対策の実施計画(平成24年4月)」(甲224)において、福島原発事故のような地震・津波が重畳するような過酷な状況においては、地震・津波の両方に耐性を有する指揮所が必要であり、現在中央制御室横に指揮所を確保しているが、免震事務棟を前倒し設置し、完成すれば免震事務棟に移行すると述べている。

債務者は、更なる安全性・信頼性向上と言っているが、新規制基準が要求しているのは免震重要棟であり、かつ、免震重要棟が緊急時対策所に要求されている機能を発揮できる場所であると認識しているからこそ、免震事務棟を前倒しで設置しようとし、完成次第そちらを緊急時対策所とすると宣言しているものである。

- (3) 以上のとおりであり、免震重要棟は現実には福島で発生した事故を見ると、緊急事故対策のために必要不可欠な設備である。

設置を猶予している間の運転期間に深刻な事故が発生したときには、事故対策が不可能となり、日本の国土の多くの部分が居住不能となるような、極めて深刻な事故に発展しうる。

少なくとも、免震重要棟の設備されていない本件原発の再稼働は認められるべきでないことは言うまでもないことである。

事故8ヶ月前に完成した福島第一の免震重要棟

第6準備書面はいいます。

「免震重要棟設置は、新潟県中越沖地震の経験を踏まえた対策であった。柏崎刈羽原発において、2007年の中越沖地震が発生した際に、本館の対策室扉が揺れて開閉不能となったことに対応して、その設置が求められ、福島第一、第二原発についても、2010年7月から運用が開始されていた。この経過について新潟県の泉田知事は、2014年10月15日に日本外国特派員協会の記者会見において、次のように発言している」

表11がその外国人特派員協会で開催された、泉田祐彦氏の記者会見動画テキスト起こしの抜粋です。泉田知事は次のようにいいます。

<次頁に続く>

表11 日本外国人特派員協会主催 泉田裕彦新潟県知事 記者会見 2014年10月15日(水) 動画テキスト起こし 抜粋



<記者会見中の新潟県知事泉田裕彦氏>

「…柏崎刈羽発電所は2007年、(中越沖地震の)震源から20km位の距離にあるんですけども、原発の建屋から地面が1メートル半くらい、1メートル50センチくらいですね、沈下しました。これが火災原因になってます。これが実際の火災の写真です。実は新潟県庁はこの時、柏崎刈羽原発と連絡不能になりました。仕方がないのでこれはあの、テレビで状況を把握するという状態になりました。そしてワントンポにおいて、東京電力の本店を經由して(柏崎刈羽原発)サイトと連絡する、間接連絡になりました。ホットラインがなぜ使えなかったかという、**ホットラインがある部屋のドアが地震で歪んで開かなかったものですから、東京電力側がホットラインにたどり着けなかったのが原因です。**

…緊急連絡を確保する必要があるということから、**地震が来てもちゃんとドアが開くような免震重要棟の建設を当時求めました。**むしろこれ、規制基準ではないんですけども、連絡が取れなかったことからですね、経験則上必要ということで要請したものです。結果として、造ってもらう事になりました。携帯電話があればいいじゃないかという話もあったんですが、これを柏崎刈羽に造ってもらうことによる安全確保を優先しました。同じ東京電力の施設で柏崎刈羽にだけ、この免震重要棟があって福島にないのはおかしいじゃないかということで、**福島にも免震重要棟を造ることになって、完成したのが東日本大震災の8ヶ月前です。もしあの時、新潟県が免震重要棟の建設を求めなければ、当然福島にも免震重要棟はなかったですし、結果として今東京に人が住めていたかどうかは疑わしい**と思っています。

【動画参照】<https://www.youtube.com/watch?v=kHPm1JSVOJE&feature=youtu.be>

表12 第2回審尋後の申立人による報告記者会見 動画テキスト起こし抜粋

海渡弁護士：最初始まった時点で免震重要棟という設備は、高浜原発の場合ちゃんとあるんですか、すでに完成してるんですか、つくる計画はあるんですか、明確に教えてください。と。なかなか答えが出てこなくてですね。こちら側にも聞かれたんで、それはつくる計画はあると聞いているけどまだ出てないんじゃないですか、とこちらが答えたら、それでいいんですね、と相手方にきいたら、ようやくそれでいいです、っていうような形になって。これも裁判所としてはかなり関心を持っているなという気がしました。

【資料参照】大飯・高浜原発仮処分福井支援の会「第6準備書面」
<http://adieunpp.com/karisasitome/150227junbibi6.pdf>

【動画参照】<http://twitcasting.tv/deaeteyokattana/movie/149828644>

<前頁より続き>

「実はこのとき、新潟県庁は東電柏崎刈羽原発と連絡不能になりました。…ホットラインのある部屋（すなわち今という重大事故時指揮所）に入れなかったのです。…部屋に入る扉が歪んで開かなかったものですから。…地震がきてもちちゃんとドアが開くような免震重要棟の建設を当時（東電に）求めました。むろんこれ、規制基準（当時の言葉は安全基準）ではないんですけど、…経験則上必要ということで要請したものです。…これを造ってもらうことで安全確保を優先しました。…同じ東電で柏崎刈羽にあって福島第一、福島第二にないというのはおかしいじゃないかということで、福島にも免震重要棟を造ることになって、完成したのが東日本大震災の8ヶ月前です。もしあの時、新潟県が免震重要棟の建設を求めなければ、当然福島（第一）にも、免震重要棟はなかったですし、結果として今東京に人が住んでいたかどうかは疑わしいと思っています」

もちろん、東京も避難対象だった、というのは事故当時、菅直人首相が専門家に求めた「福島第一原発事故最悪のシナリオか何？」という質問に対して、「最悪の場合、250km圏の住民避難」という回答が出て、菅氏が首相執務室のソファで仮眠をとろうとしても、どうしても眠れなかった、という話を下敷きにしています。

それでは、事故当時福島第一の免震重要棟指揮所（中央制御室）はどういう状態だったか？再び第6準備書面を引用します。

「(1) 中央制御室の機能不全

国会事故調報告書は、中央制御室が十分機能しなかったこと、免震重要棟の果たした役割が大きいことについて、その報告書で次のように報告している。

『中央制御室は機能性と居住性を備えていたか。事故対応の最前線となる中央制御室は、機能性と居住性が最も高

い場所でなければならない。精神的、肉体的に過酷な環境の下、限られた人数の運転員が長時間にわたって中央制御室にとどまり、事故対応を行わなければならないためである。

しかし現実には、中央制御機能や発電所内外の照明、通信手段を喪失し、原子炉を安全に停止するための手段の多くを電源喪失によって失った。このように、中央制御室の機能性は満足いくものではなかった。

一方、中央制御室の居住性も同様であり、中央制御室における放射線防護に失敗した。すなわち、中央制御室内を正圧に維持することで放射能を防護する空調・換気システムが、電源喪失によって十分に働かなかった。

そのため、炉心損傷の進展とともに漏出した放射能が中央制御室へも流入し、中央制御室内での放射能被ばくという重い負担を運転員に強いた。

また、長時間にわたる過酷な事故対応を支えるべき飲食や睡眠、トイレといった生活上の基礎もままならない状況であったことも、中央制御室の居住性を確保する上で不足していた点であった。

このように、中央制御室は事故対応の最前線となるための十分かつ適切な機能性と居住性を備えていなかったため、電源喪失等の過酷事故を前提としてもなお、中央制御室の機能性と居住性を確保できる設計とその運用が必要である』

いわれてみればその通りです。また、第6準備書面は、国会事故調報告を引用しながら、① 福島第一原発に免震重要棟が存在したことの意味は大きい、としながらも、②しかし、その機能は全く不十分にしか発揮できなかった、としています。

そして、これら不十分な機能は、結局現場で、事故拡大防止に働いた東電社員の犠牲で補完された、と述べています。

“免震重要棟なしに再稼働がみとめられるべきでない”

問題は、現在規制委の「免震重要棟」設置規則が、この福島原発事故の経験を踏まえたものであるかどうかです。安易に代替指揮所でまかまわらない、とする姿勢は、福島原発事故の経験を踏まえたものとは思えない、というのが私の率直な感想です。あるいはすでに「規制の虜」となりつつあるのではないか、という疑いすら持ちます。

さて、この質問はもともと関電に向けられたものでした。関電がどのような回答をしたのか、それを今すぐ知ることはできません。ただし審尋に立ち会った海渡弁護士は記者会見で次のように報告しています。

「最初、（審尋が）はじめた時点で、免震重要棟という設備は高浜原発にちゃんとあるんですか、つくる計画はあるんですか、明確に答えてください、と。なかなか（関電から）答えが出てこなくてですね」

免震重要棟が樋口裁判長の最大の関心事（少なくともその一つ）

だったことを窺わせます。なかなか答えを出さない関電に、樋口裁判長は、「どうなんです？」と申立て人側に水を向けます。関電の計画を申し立て人側に尋ねる、というのも珍妙な話ですが、やむをえません。再び海渡弁護士の証言。

「計画はあると聞いているけど、まだできていないんじゃないですか、と答えると、『それでいいんですね？』と相手側に念押し。そしたら、『それでいいです』みたいな形になって…」

私は計画があるにしても、まだあやふやだな、という印象を持ちました。同時に、関電は、いかに金をけちって、原発再稼働するかしか考えていないな、とも思いました。

7頁表10は、第6準備書面のこの項の一節を抜粋したものです。「少なくとも、免震重要棟の設置がなされていない本件原発の再稼働は認められるべきではない」と結んでいます。まことに私もそうだと思います。是非一度読んでみてください。

歴史的な宣言、高浜原発運転差止仮処分命令は、3月中に出される公算大です。今必要なことは司法（福井地裁）に私たちの支持を伝え、勇気づけ、後押しすることです。「X-D」（決定日）には、福井地裁前に集まることが重要です。詳しくは申立人「福井から原発を止める裁判の会」をご覧ください <http://adieunpp.com/>